

日本協同組合学会 Newsletter

Vol. 31 No. 1 (通巻 82 号)
2019 年 7 月 16 日

～第 39 回大会案内号～

発行 日本協同組合学会 責任編集 会長 田中夏子
〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町 11 番地 飯田橋レインボービル 5 階
一般社団法人日本協同組合連携機構内 日本協同組合学会事務局
TEL: 03-6280-7254 FAX: 03-3268-8761
E-mail: kyodo-gakkai@japan.coop
ホームページ: <http://www.coopstudies.com/>

日本協同組合学会 第 39 回大会のご案内

開催日: 2019 年 9 月 6 日(金)・7 日(土)・8 日(日)

会 場: 関西大学千里山キャンパス 第 2 学舎

(〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号)

会場は、阪急電鉄千里線「関大前」駅・北口下車、徒歩、「正門」を入り、すぐ右手の学舎です。

[交通案内] 詳細は、次のアドレスにアクセスして下さい。

交通アクセス: <http://www.kansai-u.ac.jp/global/guide/access.html>

○大阪 (梅田) からのアクセス

阪急電鉄「梅田」駅から、千里線「北千里」行で「関大前」駅下車 (この間約 20 分)、徒歩約 5 分。または京都「河原町」行 (通勤特急を除く) で「淡路」駅下車、「北千里」行に乗り換えて「関大前」駅下車。

○京都 (河原町) からのアクセス

阪急電鉄「梅田」行で「淡路」駅下車、「北千里」行に乗り換えて「関大前」駅下車、徒歩約 5 分。

○地下鉄利用のアクセス

地下鉄 Osaka Metro 堺筋線 (阪急電鉄千里線に相互乗り入れ) が阪急電鉄「淡路」駅を経て「関大前」駅に直通しています。

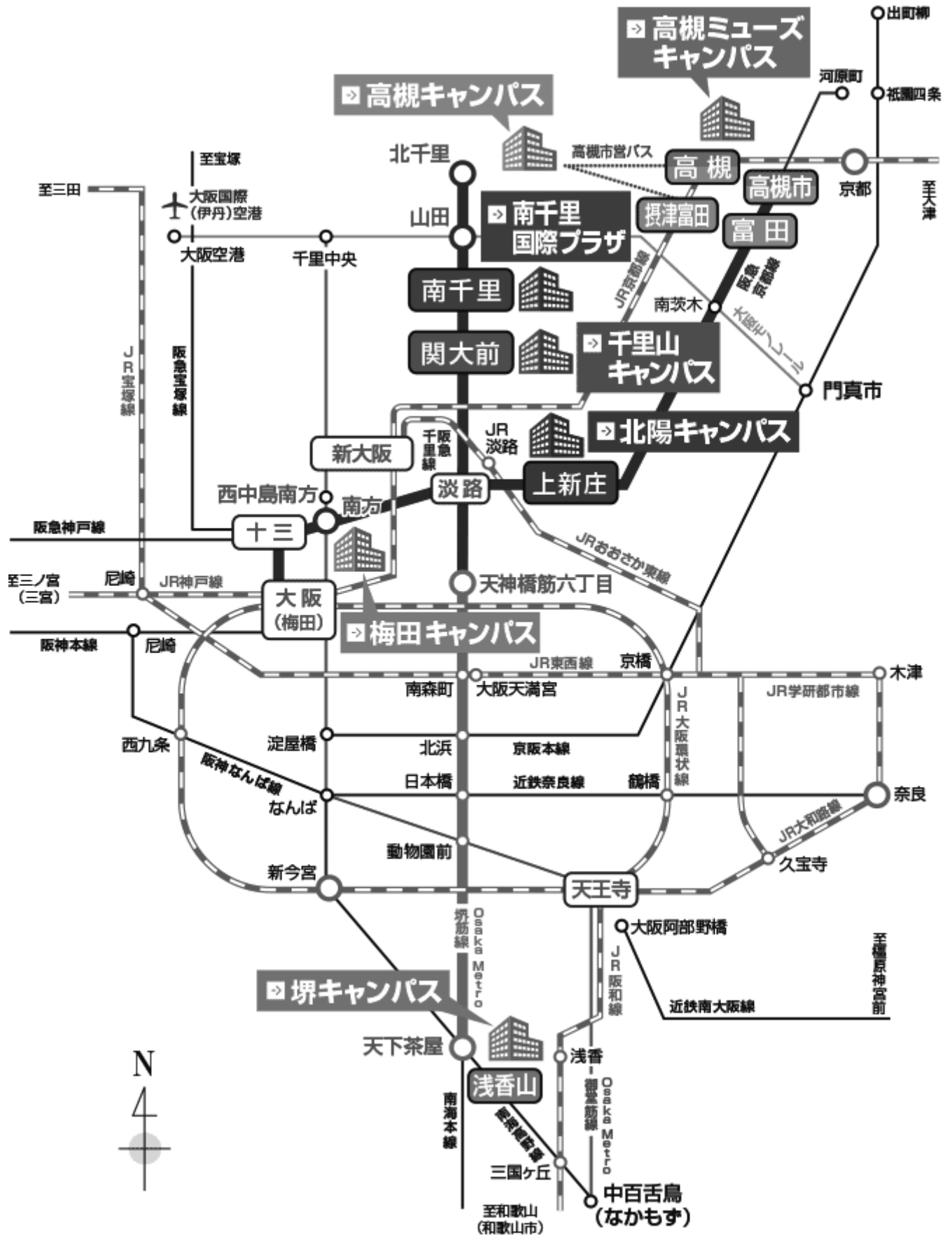
○新幹線「新大阪」駅からのアクセス

JR「新大阪」駅から地下鉄 Osaka Metro 御堂筋線「なかもず」行で「西中島南方」駅下車、阪急電鉄に乗り換え「南方 (みなみかた)」駅から「淡路」駅を経て「関大前」駅下車 (この間約 30 分)、徒歩約 5 分。

○大阪 (伊丹) 空港からのアクセス

大阪モノレール「大阪空港」駅から「門真市 (かどまし)」行で「山田」駅下車、阪急電鉄に乗り換え「関大前」駅下車 (この間約 30 分)、徒歩約 5 分。

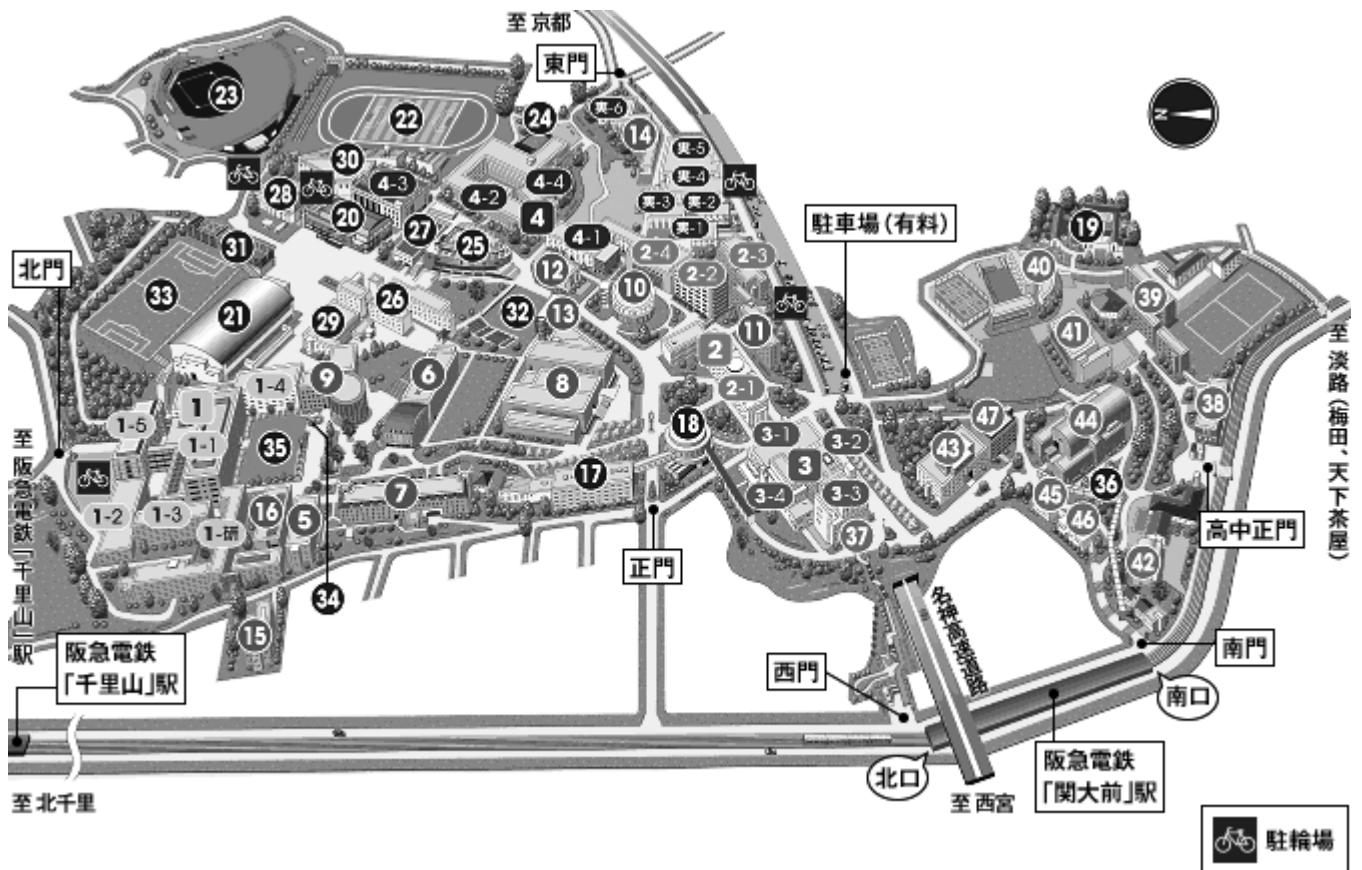
【関西大学キャンパス配置図】



< 関西大学千里山キャンパス会場案内図 >

| | |
|-----|----------------------------------|
| 2 | 第2 学舎 (経済学部、商学部、会計専門職大学院、教務センター) |
| 2-1 | 第2 学舎1 号館 |
| 2-2 | 第2 学舎2 号館 |
| 2-3 | 第2 学舎3 号館 |
| 2-4 | 第2 学舎4 号館 / BIG ホール100 |

キャンパスマップ



< 大会スケジュール >

第1日目 9月6日 金曜日

- 地域シンポジウム 13:30~16:00
- 理事会 16:30~18:30

第2日目 9月7日 土曜日

- 個別論題報告・テーマセッション 9:15~11:45
- 大会シンポジウム 13:00~17:00
- 臨時総会/学会賞表彰 17:10~18:00
- 交流会 18:15~19:50

第3日目 9月8日 日曜日

●エクスカーショ

9:00～16:30 (予定)

集合場所：JR大阪駅南側西の「大和ハウス大阪ビル」前から、貸切バスに乗りします。

内容：個人で訪れにくい、大阪南部の施設を視察しますので、ご期待下さい。40名限定。

人気の直売所・JAいずみの愛菜ランドで、施設見学とビュッフェランチを楽しみます。

多くの受賞をしている、大阪いずみ市民生活協同組合「コープ・ラボ・たべるたいせつミュージアム」を見学し、その後、「コープ岸和田店」を視察します。

< 申込案内 >

基本参加費：会員1,500円 非会員2,000円 (報告要旨集のみ希望者1,800円)

地域シンポのみ参加の場合、資料代のみ500円。

交流会参加費：一般会員4,000円、学生会員3,000円 (参加申込ハガキでの事前申込)

エクスカーショ：6,000円 (定員先着40名、参加申込ハガキでの事前申込、昼食代込み)

☆同封の参加申込ハガキに必要事項を記入の上、**8月16日(金)必着**で送付して下さい。

また、学会参加者・報告要旨集希望者は、必要な代金を下記口座に**8月30日(金)まで**に振り込んで下さい。

< 振込口座 >

| | | |
|--------|-------------------|-------------------------|
| 郵便振替 | 加入者名：日本協同組合学会 | 口座番号：00140-5-557520 |
| 農林中央金庫 | 本店 (958) 日本協同組合学会 | 口座番号：NO. 5026910 |
| 三井住友銀行 | 飯田橋支店 日本協同組合学会 | 普通預金 / 口座番号 NO. 7033961 |

< 宿泊について >

近年は、宿泊を予約しにくいので、各自でお早してお手配下さい。

なお、阪急電鉄千里線 (南千里駅)、地下鉄堺筋線沿線 (南森町駅・日本橋駅等周辺)、または、大阪駅・新大阪駅・南方駅等周辺のホテルが、関西大学千里山キャンパスに来学するのには便利です。

< 2日目の昼食について >

関西大学は夏季休業期間中のため、学内の給食施設ならびに購買施設等は営業していませんが、「正門」前に、食事施設ならびにコンビニエンスストアが多数ありますので、ご利用下さい。

[実行委員会連絡先]

日本協同組合学会第39回大会実行委員会

委員長 榎原 正澄 (関西大学経済学部)

事務局長 杉本 貴志 (関西大学商学部)

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

関西大学経済学部 榎原正澄研究室気付

TEL: 06-6368-1121 (大代表 内線: 5425)

TEL: 06-6368-0592 (榎原正澄研究室直通)

Eメール: kashi@kansai-u.ac.jp

9月6日(金) 地域シンポジウム

日 時：2019年9月6日(金) 13:30~16:00

会 場：関西大学千里山キャンパス 第2学舎1号館 5階 A501教室

テーマ：地域と協同組合

～なにわ大阪の地に根差した協同組合間協同をめざして～

趣 旨：

近年、全国の都道府県において新たな「協同組合間協同」の芽生えがみられる。日本協同組合連携機構(JCA)の発足(2018年)は、これまで以上に「各種協同組合組織が地域で連携して地域の産業と生活の振興を図る」ことの重要性をそれぞれの協同組合に促しているように思われる。こうした動きの中で、大阪の協同組合組織はどのような展望を抱いているのだろうか。大消費地である大阪には当然のことながら消費者の協同組合が多数存在するが、実はそこには生産者の協同組合もしっかりと根を張ってきた。両者はいかに連携することができるだろうか。それぞれの協同組合組織からの現状報告を伺いながら、都市部における「協同組合間協同」の新たな可能性を考えてみたい。

コーディネーター：杉本 貴志(関西大学なにわ大阪研究センター長)

基調報告：田中 夏子(日本協同組合学会・会長)

第1報告：大阪府生活協同組合連合会

第2報告：大阪府農業協同組合中央会

第3報告：大阪府漁業協同組合連合会

第4報告：大阪府森林組合

コメント：非営利・協同の組織・研究者

日本協同組合学会 第19期第5回(2019年度第2回)理事会

下記のとおり理事会を開催しますので、ご出席下さい。

詳細は、後日ML等でご案内します。

日 時：2019年9月6日(金) 16:30~18:30

会 場：関西大学千里山キャンパス 第2学舎 経済・商学部研究棟 4階 4A会議室

主な議題：

- 1) 臨時総会での提案事項について
- 2) 学会賞(実践賞)の選考について
- 3) その他

9月7日(土) 午前 個別論題報告・テーマセッション

日 時：2019年9月7日(土) 09:15~11:45

会 場：関西大学千里山キャンパス 2号館 3~4階の教室

○ 報告時間：報告20分、質疑10分

○ 第1報告：09:15~09:45 第2報告：09:45~10:15 第3報告：10:15~10:45

第4報告：10:45~11:15 第5報告：11:15~11:45

| 会場 | 報告順 | 報告タイトル | 報告者 | 所属 |
|-------------------------|-------------------------------|--|------------------------|--|
| 第1会場 (3階 C301 教室) | 第1報告 | GAP 団体認証から考える JA の営農指導の考え方 ～JA グループ GAP 支援チームの取組事例より～ | 高橋昭博 岩崎真之介 | 全国農業協同組合中央 会 日本協同組合連携機構 |
| | 第2報告 | “農協グループの子会社化等”について今どう論じる か | 小池恒男 | (一社)農業開発研修セン ター |
| | 第3報告 | 農業協同組合の創造的自己改革の現状と課題 | 川野克典 | 日本大学商学部 |
| | 第4報告 | ドイツバイエルン州にみる家族農業経営とそれを支 える協同組織—国連の「持続可能な開発目標(SDG s)」と「家族農業の10年」の下で | 河原林孝由基 | (株)農林中金総合研究所 |
| | 第5報告 | 統制下過程における朝鮮金融組合の組織と機能大 | 坂下明彦 朴紅 申トン Chol | 北海道大学大学院農学 院 |
| 第2会場 (3階 C302 教室) | 第1報告 | 当事者によるニューガバナンスの萌芽(子育て支援 領域)—横浜市サードセクターによるコ・プロダクショ ン形成— | 近本聡子 | 公益財団法人 生協総合 研究所 |
| | 第2報告 | 日本のマルチステーク型コミュニティ協同組合の地域 展開と課題—福祉領域の生活協同組合、高齢者生 協の事例研究を踏まえて— | 田中夏子 | 長野県高齢者生活協同 組合 |
| | 第3報告 | 医療生協運動の特徴と役割について —尼崎医療生協の歴史的考察から— | 岸本貴士 | 尼崎医療生活協同組合 |
| | 第4報告 | 生協法の論点をめぐる法制定時の議論 | 三浦一浩 | (一社) 地域生活研究所 |
| | 第5報告 | 大学生協経営業績経年変化の可視化から見えるも の その持続的発展のための事業要件と組織要件 | 仲田秀 | 法政大学大学院政策科 学研究科博士後期課程 2014年度満期終了 |
| 第3会場 (3階 C303 教室) | 第1報告 | 「協同」を核にインターンシップ、その先にあること | 志波早苗 | (一社)くらしサポート・ウィ ズ |
| | 第2報告 | 日本の社会的連帯経済の実装化戦略 —スペイン訪問と「労働者協同組合法(仮称)から | 相良孝雄 | 協同総合研究所 |
| | 第3報告 | 協同組合に相応しい本来の職員像探求 | 鬼頭孝雄 西田喜一 松田香南 | 名古屋大学大学院 |
| | 第4報告 | 戦後日本における生産合作社運動と企業組合 | 樋口兼次 | 中小企業研究所(白鳳大 学名誉教授) |
| | 第5報告 | 外国人技能実習生の受入等を目的とした事業協同 組合設立案件の様相 | 堀井真理生 | 福井県中小企業団体中 央会 |
| 第4会場 (4階 C401 教室) | テーマセッション: 協同組合間協同の現状と歴史から見た展望 | | | |
| | 座長解題 9:15～9:25 | 協同組合間協同の現状と歴史から見た展望 | 石田正昭 | 京都大学 学術情報メデ ィアセンター |
| | 第1報告 9:25～9:40 | 協同組合間協同連携の分類 | 佐藤憲司 | 日本協同組合連携機構 |
| | 第2報告 | 戦後日本における協同組合間協同の歴史 | 前田健喜 | 日本協同組合連携機構 |

| | | | |
|-------------------------------|----------------|--------------|------------------------|
| 9:40～ 10:00 | | | |
| 第3報告 10:00～ 10:15 | ネットワークの重要性 | 文珠正也 岩堀義一 | 日本協同組合連携機構 JA神奈川中央会 |
| 第4報告 10:15～ 10:35 | 中間支援組織としての協同組合 | 伊丹健太郎 | 千葉大学 |
| 会場との 質疑 10:35～ 11:25 | | | |

※ 個別論題報告等の要旨は、事前に学会 HP にアップしますのでご確認ください。

(当日の大会要旨集には掲載しません。)

※ 報告者が報告に使用するパワーポイントのデータについて、

→パワーポイントのデータは、パソコンとの不具合を避けるため、必ず PDF に変換したもの を使用するようして下さい。

→事前に送る場合は、メールにて「実行委員会連絡先」(4 頁に掲載)にお送り下さい。

→直接会場に持参する場合は、報告当日の朝 8 時 30 分までに USB メモリにてお持ち下さい。

9月7日(土) ランチョンセミナー

日 時：2019年9月7日(土) 12:00～13:00

会 場：関西大学千里山キャンパス 2号館3階C301教室

主 催：日本協同組合学会 グローバリゼーションと協同組合研究部会

内 容：

本学会が、これまで発信してきた3つの声明を土台として、今私たちに求められている検証作業と課題について考える場を持ちます。「グローバリゼーションと協同組合研究部会」の呼びかけですが、部会を超えて、ぜひ、多くの会員の方にご関心をもっていただければ幸いです。

9月7日(土) 午後 大会シンポジウム

日 時：2019年9月7日(土) 13:00～17:00

会 場：関西大学千里山キャンパス 第2学舎2号館 4階 C404教室

テーマ：地域の協同を育む協同組合

座 長：走井洋一(東京家政大学)

< 座長解題 >

本学会においてこれまで協同組合の事業および運動の二側面についてのグッドプラクティスが共有されてきた。と同時に、それらに共通する点が何かについてもその都度検討されてきたところである。

しかし、そうしたグッドプラクティスについての評価基準を見出し、共有するという地点まで学会として議論が熟したわけではなく、それらの先行事例をグッドプラクティスとして見出すことにとど

まり、既存事業の見直しや新規事業の掘り起こしの際の参考とするまでには至っていないのが正直なところであろう。

一方で、春季研究大会では、社会的連帯経済として捉えることのできる実践と理論の動向を踏まえつつ、その主体の一つとしての協同組合の位置と役割について検討した。それらの検討のなかで浮かび上がってきたのは、経済（市場）と社会とを統合的に捉えられる実践が、非常に小さな範囲で活動をしているものの、実はそれを含む社会全体への大きな問いかけとなっていることであった。

第19期の2年間の総括的なシンポジウムとして位置づけられる本大会においては、それらの社会的連帯経済の取り組みの核となる「協同」に焦点を当て、あらためて地域社会における協同組合の位置と役割を確認し、グッドプラクティスに共通する視点を見出すことを試みたい。

13:00～13:15 座長解題 走井 洋一（東京家政大学）

13:15～13:55 第一報告 田中 秀樹（広島大学）

13:55～14:35 第二報告 北川 太一（福井県立大学）

14:35～15:15 第三報告 田中 羊子（ワーカーズコープセンター事業団）

休憩

15:30～15:45 第一コメント 野口 敬夫（東京農業大学）

15:45～16:00 第二コメント 青木 美紗（奈良女子大学）

16:00～16:50 総合討論

16:50～17:00 座長総括

9月7日（土）午後 臨時総会/学会賞表彰/新（第20期第1回）理事会

日 時：2019年9月7日（土）17:10～18:00

会 場：関西大学千里山キャンパス 第2学舎2号館 4階 C404教室

内 容：臨時総会

① 第20期（2019.9～2年間）役員を選出について

② その他

学会賞表彰

※ 学会賞表彰終了後、同じ会場で新理事会を開催します。

主な議題：①会長、副会長等の選出について

②その他

9月7日（土）午後 交流会

日 時：2019年9月7日（土）18:15～19:50

会 場：関西大学 凜風館2階 関西大学生協食堂

※ 前掲の会場案内図⑤です。

参加費：一般会員4,000円、学生会員3,000円です。

準備の都合上、参加申込ハガキで事前に申し込んで下さい。なお、交流会参加費振込後は返金いたしません。

9月8日（日） 全日 エクスカーション

【 集合場所 】 JR大阪駅南側西の「大和ハウス大阪ビル」前から、貸切バスに乗車します。

【 内 容 】 個人で訪れにくい、大阪南部の施設を視察しますので、ご期待下さい。40名限定。

人気の直売所・JAいずみの愛菜ランドの視察ならびにビュッフェランチを頂きます。

大阪いずみ市民生活協同組合の「コープ・ラボ・たべるたいせつミュージアム」、「コープ岸和田店」を視察します。

【 行 程 】 9時00分には出発しますので、時間厳守で集合して下さい。

09：00 発・大阪梅田・JR大阪駅南側<貸切バス乗車・出発>

↓

10：30 着・JAいずみの愛彩ランド

(10：30～11：00 直売所見学・施設の説明、

11：00～12：00 「泉州やさいのビュッフェ&カフェ」にて昼食・買い物等)

12：00 発・JAいずみの愛彩ランド

↓

12：20 着・大阪いずみ市民生活協同組合のコープ・ラボ・たべるたいせつミュージアム

(12：20～13：30 施設の説明・視察)

13：30 発・コープ・ラボ・たべるたいせつミュージアム

↓

14：00 着・大阪いずみ市民生活協同組合のコープ岸和田店

(14：00～15：00 施設の説明・視察)

15：00 発・コープ岸和田店

↓

16：30 着・大阪梅田・JR大阪駅南側到着・解散

2019年度 日本協同組合学会会員総会要録

1. 日時：2019年5月25日（土）11:30～12:30
2. 会場：駒澤大学駒沢キャンパス3号館4階種月ホール
3. 議長：田嶋康利会員（日本労働者協同組合連合会）
4. 議題：
 - 第1号議案 2018年度事業報告
勝又副会長より説明があり、承認された。
 - 第2号議案 2018年度収支決算・監査報告（資料は後掲）
勝又副会長より収支決算報告、続いて近本監事より監査報告があり、承認された。
 - 第3号議案 2019年度事業計画
勝又副会長より提案がなされ、承認された。
要点は、次のとおり。
 1. 機関会議の開催予定について
 - (1) 総会：通常総会を5月25日（土）（決算・予算等）、臨時総会を9月7日（土）（役員改選）に開催する
 - (2) 理事会：第19期第4回を5月24日（金）、第5回を9月6日（金）、第20期第1回を9月7日（土）に開催する
 - (3) 常任理事会：概ね2月に1度の頻度で開催する
 2. 大会・研究会、および部会活動について
 - (1) 第38回研究大会（春季）2019年5月25日（土）駒澤大学
テーマ：協同組合と社会的連帯経済
 - (2) 第39回大会（秋季）2019年9月6日（金）～8日（日）関西大学
テーマ：地域の協同を育む協同組合
 - (3) 新協同組合理論研究会
6月30日（日）「ウインク愛知」（名古屋駅前）で開催
「地域と協同の研究センター」と共催で開催し、地域における実践事例を踏まえた課題を提起する。
 - (4) 部会活動等
 - 1) グローバリゼーションと協同組合研究部会
 - 2) 持続可能な地域社会の形成と協同組合研究（福島部会）
 - 3) 女性と協同組合研究部会
 - 4) 協同組合教育部会（新設）
 - 5) 若手研究者ならびに地方支部における研究会等の開催を支援する
 3. 学会誌「協同組合研究」の編集・刊行について
 - (1) 「協同組合研究」の刊行
 - 1) 第39巻第1号（通巻104号）2019年6月15日刊行予定
第38回大会（弘前大）シンポジウム、投稿論文、書評ほか
 - 2) 第39巻第2号（通巻105号）2019年12月15日刊行予定
 - (2) 編集委員会
役割分担をはかるなかで円滑な編集業務に努める
 4. 国際交流について
韓国協同組合学会、中国社会科学院農村発展研究所との交流を継続する

5. 学会賞について

- 1) 2019年度学会賞の審査、選定、表彰を行う
- 2) 2019年度学会賞実践賞の募集（6月末まで）、審査、選定、表彰を行う
- 3) 2020年度に向けた募集を行う（2020年2月末日まで）

6. 組織・広報について

(1) 広報活動

1) ニュースレターの発行

- ① Vol. 31 No. 1（通巻82号）2019年7月15日発行予定
- ② Vol. 31 No. 2（通巻83号）2019年12月15日発行予定
- ③ Vol. 31 No. 3（通巻84号）2020年3月15日発行予定

2) ホームページの随時更新

3) 会員メーリングリストによる情報発信

4) 内規の設定を踏まえた会員情報の提供

(2) 組織活動

入会案内パンフレットの活用をはじめとする会員の新規加入促進の継続、会費の円滑な納入に向けて対応を進める

(3) 事務局

JCA（一般社団法人 日本協同組合連携機構）に事務委託を継続し、円滑な運営に努める

第4号議案 2019年度収支予算（資料は後掲）

勝又副会長より提案がなされ、承認された。

第5号議案 学会賞表彰規程の改正（資料は後掲）

勝又副会長より提案がなされ、承認された。

7. 報告事項

- (1) 会員情報の取扱いに関する内規の制定について（資料は後掲）
- (2) 表彰規程の細則の改正について（資料は後掲）
- (3) 役員選出細則の改正について（資料は後掲）

上記(1)～(3)について、勝又副会長より報告がなされ、確認された。

8. その他

総会において、グローバル化と協同組合研究部会より、「規制改革推進会議等の提言に基づいた制度改革が進行する中、協同組合陣営として意見表明することを検討してもらいたい」との提案（別添資料参照）があり、総会終了後、前例に従い、前期及び前々期会長のご意見を伺い、7月4日の常任理事会において取扱いについて協議を行った結果、下記のような意見集約となった。

- (1) 部会からの問題提起はいずれも重要な課題であり、学会としても研究を深める必要がある。
- (2) アピール文作成に先立って、部会の研究・議論の成果を、学会全体で共有する機会（秋のセッション報告、新理論、春・秋のシンポ等）を設定し、議論の積み上げの過程に多くの会員が関わることを望ましい。
- (3) 個別的な制度・政策への懸念を踏まえ、それらを領域横断的に捉えた意見の形成には、一層の検証、理論武装が必要である。

今後とも、学会としても課題を共有し共に研究する。

第2号議案 日本協同組合学会 2018年度収支決算書（案）

2018年4月1日から2019年3月31日まで

（単位：円）

| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 進捗率 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|------|-------------------------------|
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| 会費収入 | 3,760,000 | 3,997,000 | 106% | |
| 普通会员 | 1,800,000 | 1,908,000 | 106% | 終身会員3名、期限内納付率76% (318/401) |
| 学生会員 | 90,000 | 93,000 | 103% | 期限内納付率58% (31/53) |
| 賛助会員 | 1,450,000 | 1,450,000 | 100% | 47団体 |
| 過年度分 | 420,000 | 546,000 | 130% | |
| 事業収入 | 1,428,500 | 1,121,442 | 79% | |
| 春季大会関係収入 | 416,000 | 356,300 | 86% | 第37回大会(5月12日(土)ワーカーズユース連合会) |
| 参加費収入 | 150,000 | 152,500 | 102% | 1,500円×87名 2,000円×11名 |
| 交流会費収入 | 266,000 | 203,800 | 77% | 交流会51名、昼食代59名 |
| 秋季大会関係収入 | 707,500 | 501,500 | 71% | 第38回大会(9月28日(金)～30日(日)弘前大学) |
| 参加費収入 | 180,000 | 166,500 | 93% | 1,500円×103名 2,000円×6名 |
| 交流会費収入 | 527,500 | 335,000 | 64% | 交流会72名、エクスカージョン27名 |
| 研究会関係収入 | 90,000 | 32,000 | 36% | 新理論研究会20名 女性部会12名 |
| 機関誌収入 | 190,000 | 199,242 | 105% | 機関誌購読料 |
| 報告要旨集収入 | 25,000 | 32,400 | 130% | 第37回大会・第38回大会 |
| 雑収入 | 100 | 45 | 45% | 預金利息 |
| 基金戻入 | 50,000 | 0 | 0% | |
| 事業活動収入計 | 5,238,600 | 5,118,487 | | |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| 事業活動費 | 3,752,500 | 3,472,414 | 93% | |
| 春季大会関係費 | 496,000 | 348,299 | 70% | 第37回大会 (5月12日 ワーカーズユース 連合会) |
| 会場費・運営費 | 50,000 | 39,376 | 79% | はがき代・横断幕・謝金 |
| 資料印刷費 | 130,000 | 86,443 | 66% | 要旨集印刷費 |
| 旅費・交通費 | 50,000 | 0 | 0% | |
| 交流会費 | 266,000 | 222,480 | 84% | 交流会費 |
| 秋季大会関係費 | 1,217,500 | 1,318,923 | 108% | 第38回大会 (9月28日～30日 弘前大学) |
| 会場費・運営費 | 350,000 | 498,154 | 142% | はがき代・会場使用料・アルバイト代・謝金等 |
| 資料印刷費 | 190,000 | 139,159 | 73% | はがき・賞状印刷費等 |
| 旅費・交通費 | 150,000 | 327,077 | 218% | 講師・受賞者・交通費 エクスカージョンバス代 |
| 交流会費 | 527,500 | 354,533 | 67% | エクスカージョン土産・交流会飲食費 |
| 研究会関係費 | 70,000 | 107,723 | 154% | 新理論研究会 グローバリゼーション部会 女性部会 |
| 機関誌発行費 | 1,679,000 | 1,570,268 | 94% | |
| 機関誌印刷費 | 780,000 | 782,676 | 100% | 第38巻第1号・第2号 |
| 機関誌発送費 | 99,000 | 99,848 | 101% | 第38巻第1号・第2号 |
| 機関誌編集費 | 800,000 | 687,744 | 86% | 編集業務委託費、テープ起こし代 |
| 学会賞 | 140,000 | 71,201 | 51% | 学術賞選考資料代11,201円・実践賞等30,000円2名 |
| 学会誌賞 | 50,000 | 0 | 0% | |
| 国際交流費 | 100,000 | 56,000 | 56% | 第38回大会 韓国協同組合学会参加者宿泊費 |
| 事務局費 | 920,000 | 846,766 | 92% | |
| 資料印刷費 | 130,000 | 212,466 | 163% | ニュースレター・封筒・入会パンフレット印刷代 |
| 通信費 | 290,000 | 278,467 | 96% | 会費請求・ニュースレター等発送費 |
| 会議費 | 20,000 | 0 | 0% | |
| 旅費・交通費 | 300,000 | 233,230 | 78% | 常任理事会、編集委員会等の旅費交通費 |
| 雑費 | 180,000 | 122,603 | 68% | 振込手数料等 |
| 業務委託費 | 500,000 | 500,000 | 100% | JCA |
| システム管理費 | 54,000 | 81,000 | 150% | 年度更新・改修作業 |
| 予備費 | 10,000 | 0 | 0% | |
| 事業活動支出計 | 5,236,500 | 4,900,180 | | |
| 事業活動収支差額 | 2,100 | 218,307 | | |
| 当期収支差額 | 2,100 | 218,307 | | |
| 前年度繰越金 | | 4,530,779 | | |
| 次年度繰越金 | | 4,749,086 | | |

日本協同組合学会 貸借対照表（案）

2019年3月31日

（単位：円）

| 借方 | | 貸方 | |
|---------------|------------------|-------------------|------------------|
| 勘定科目 | 残高 | 勘定科目 | 残高 |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 普通預金 | 5,747,766 | 未払金 | 58,408 |
| ゆうちょ銀行 | 557,980 | 前受金 | 88,800 |
| 農林中央金庫 | 2,814,026 | 前受会費 | 63,000 |
| 三井住友銀行 | 2,375,760 | | |
| 前払金 | 41,528 | | |
| 流動資産合計 | 5,789,294 | 流動負債合計 | 210,208 |
| | | 指定正味財産 | |
| | | 伊東学会誌賞基金 | 830,000 |
| | | 指定正味財産合計 | 830,000 |
| | | 前年度繰越金 | 4,530,779 |
| | | 当期収支差額 | 218,307 |
| | | 次年度繰越金 | 4,749,086 |
| 資産合計 | 5,789,294 | 負債及び正味財産合計 | 5,789,294 |

（注1）前払金：第38回春季研究大会申込はがき代

（注2）未払金：3/23 女性部会研究会関係費

（注3）前受金：第38回春季研究大会 基本参加費14名 交流会参加費11名 昼食代14名 要旨集6名

（注4）前受会費：2019年度会費 普通会员10名 学生会員1名

（付）伊東学会誌賞基金明細書

| 期首残高 | 増加額 | 減少額 | 期末残高 |
|---------|-----|-----|---------|
| 830,000 | 0 | 0 | 830,000 |


監 査 報 告 書

私は日本協同組合学会の2018年4月1日から2019年3月31日までの
2018年度収支決算書および貸借対照表について監査を行った。

監査の結果、上記の計算書類は、日本協同組合学会の2019年3月31日
現在の経理状況を正しく示しているものと認める。

2019年4月11日

監 事

近本聡子 

第4号議案 日本協同組合学会 2019年度収支予算書(案)

(2019年4月1日 ~ 2020年3月31日)

I. 収入の部

(単位：円)

| 勘定科目 | 2018年度決算額 | 2019年度予算額 | 前年比 | 備 考 |
|--------------|-----------|------------|-------|---------------------------------|
| 1. 会費収入 | 3,997,000 | 3,973,000 | 99.4 | |
| (1) 普通会员 | 1,908,000 | 1,900,000 | 99.6 | |
| (2) 学生会員 | 93,000 | 93,000 | 100.0 | |
| (3) 賛助会員 | 1,450,000 | 1,450,000 | 100.0 | 47団体 |
| (4) 過年度分 | 546,000 | 530,000 | 97.1 | 未納分(594,000円)の90% |
| 2. 事業収入 | 1,121,442 | 1,392,400 | 124.2 | |
| (1) 春季大会関係収入 | 356,300 | 450,000 | 126.3 | 第37回東京大会(5月12日(土)駒澤大学) |
| ① 参加費収入 | 152,500 | 150,000 | 98.4 | 1,500円×100名 |
| ② 交流会費収入 | 203,800 | 300,000 | 147.2 | 交流会60名、昼食代60名 |
| (2) 秋季大会関係収入 | 501,500 | 660,000 | 131.6 | 第39回大阪大会(9月6日(金)~8日(日)関西大学) |
| ① 参加費収入 | 166,500 | 180,000 | 108.1 | 1,500円×110名+地域シンポ(500円×30名) |
| ② 交流会費収入 | 335,000 | 480,000 | 143.3 | 4,000円×70名+5,000円×40名(エクスカージョン) |
| (3) 研究会関係収入 | 32,000 | 60,000 | 187.5 | 新理論研究会等(参加費1,000円×30名)×2回 |
| (4) 機関誌収入 | 199,242 | 190,000 | 95.4 | 機関誌購読料 |
| (5) 報告要旨集収入 | 32,400 | 32,400 | 100.0 | 第38回春季大会・第39回秋季大会 |
| 3. 雑収入 | 45 | 45 | 100.0 | 預金利息 |
| 4. 基金戻入 | 0 | 50,000 | | 学会誌賞・奨励賞として |
| 収入合計 A | 5,118,487 | 5,415,445 | 105.8 | |
| 前年度繰越金 B | 4,530,779 | 4,749,086 | 104.8 | |
| 収入総合計 C=A+B | 9,649,266 | 10,164,531 | 105.3 | |

II. 支出の部

| 勘定科目 | 2018年度決算額 | 2019年度予算額 | 前年比 | 備 考 |
|---------------|-----------|-----------|-------|---------------------------------|
| 1. 事業活動費 | 3,472,414 | 3,829,000 | 110.3 | |
| (1) 春季大会関係費 | 348,299 | 570,000 | 163.7 | 第38回東京大会(5月25日(土)駒澤大学) |
| ① 会場費・運営費 | 39,376 | 100,000 | 254.0 | |
| ② 資料印刷費 | 86,443 | 120,000 | 138.8 | |
| ③ 旅費・交通費 | 0 | 50,000 | | |
| ④ 交流会費 | 222,480 | 300,000 | 134.8 | 4,000円×60名+1,000円×60名 |
| (2) 秋季大会関係費 | 1,318,923 | 1,280,000 | 97.0 | 第39回大阪大会(9月6日(金)~8日(日)関西大学) |
| ① 会場費・運営費 | 498,154 | 450,000 | 90.3 | 施設利用料、バイト料他 |
| ② 資料印刷費 | 139,159 | 150,000 | 107.8 | 要旨集、地域シンポ冊子、表彰状等 |
| ③ 旅費・交通費 | 327,077 | 200,000 | 61.1 | エクスカージョンバス代、報告者・受賞者の旅費交通費 |
| ④ 交流会費 | 354,533 | 480,000 | 135.4 | 4,000円×70名+5,000円×40名(エクスカージョン) |
| (3) 研究会関係費 | 107,723 | 120,000 | 111.4 | 新理論研究会、部会活動費 |
| (4) 機関誌発行費 | 1,570,268 | 1,599,000 | 101.8 | 第38巻1号、2号 |
| ① 機関誌印刷費 | 782,676 | 800,000 | 102.2 | |
| ② 機関誌発送費 | 99,848 | 99,000 | 99.2 | |
| ③ 機関誌編集費 | 687,744 | 700,000 | 101.8 | 編集業務委託費、テープ起こし代 |
| (5) 学会賞 | 71,201 | 110,000 | 154.5 | 学術賞50,000円×1名、実践賞等30,000円×2名 |
| (6) 学会誌賞・奨励賞 | 0 | 50,000 | | 学会誌賞30,000円×1名+学会誌奨励賞20,000円×1名 |
| (7) 国際交流費 | 56,000 | 100,000 | 178.6 | |
| 2. 事務局費 | 846,766 | 960,000 | 113.4 | |
| (1) 資料印刷費 | 212,466 | 210,000 | 98.8 | ニュースレター・封筒印刷代 |
| (2) 通信費 | 278,467 | 300,000 | 107.7 | 会費請求、ニュースレター発送費等 |
| (3) 会議費 | 0 | 20,000 | | |
| (4) 旅費・交通費 | 233,230 | 300,000 | 128.6 | 常任理事会、編集委員会等への出席にかかる旅費交通費 |
| (5) 雑費 | 122,603 | 130,000 | 106.0 | 振込手数料等 |
| 3. 業務委託費 | 500,000 | 500,000 | 100.0 | JCA |
| 4. システム管理費 | 81,000 | 100,000 | 123.5 | 年度更新 |
| 5. 予備費 | 0 | 10,000 | | |
| 支出合計 D | 4,900,180 | 5,399,000 | 110.2 | |
| 当年度収支差額 E=A-D | 218,307 | 16,445 | 7.5 | |
| 次年度繰越金 F=C-D | 4,749,086 | 4,765,531 | 100.3 | |

理由

実践賞の選定及び表彰が、必ずしも通常総会の開催時期と連動しないことを踏まえた見直しを行う。

下線部が変更箇所

| | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 改正案 | 現行規定 |
| 第6条 表彰は、賞状と副賞によるものとし、総会の場等で行う。 | 第6条 表彰は、賞状と副賞によるものとし、総会の場で行う。 |

改正後の規定

日本協同組合学会賞表彰規程

第1条 この規程は、会則第3条第4項に基づき、協同組合に関する優れた研究業績を表彰し、協同組合研究の奨励を図ることを目的として定める。

第2条 日本協同組合学会賞は、「学術賞」、「奨励賞」、「実践賞」及び伊東勇夫基金に基づく「学会誌賞」、「学会誌奨励賞」の5種類とする。

(1) 「学術賞」は、本学会に5年以上継続して所属している会員による特に顕著な研究業績に授与する。また同じ条件を満たす会員を代表とする共同研究のグループが受賞者となる場合は、賞の名称を「共同研究学術賞」とする。

(2) 「奨励賞」は、本学会に3年以上継続して所属し、将来の研究の一層の発展を期待することができる40歳未満の会員による研究業績に授与する。

(3) 「学会誌賞」は、本学会会員で本学会誌『協同組合研究』に優れた論文を執筆した会員による研究業績に授与する。

(4) 「学会誌奨励賞」は、本学会会員で本学会誌『協同組合研究』に優れた論文(研究論文を含む)を執筆した40歳以下の会員による研究業績に授与する。

(5) 「実践賞」対象は、協同組合の発展に貢献し得るような優れた実践及びその記録とする。

2. 受賞件数は、毎年、原則として、「学術賞」は1件、「奨励賞」、「学会誌賞」、「学術賞」及び「実践賞」は3件以内とする。

第3条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、著書、論文またはそれに準ずるもので、2名以上の本会普通会員の連名による推薦を得たものとする。「実践賞」の選考の対象とする業績は、活動、記録またはそれに準ずるもので、2名以上の本会普通会員の連名による推薦を得たものとする。

第4条 第2条の表彰対象の業績は、学会賞選考委員会で選定し、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

第5条 学会賞の選考委員会は、学会賞担当副会長及び互選で選ばれた理事6名の計7名で構成し、学会賞担当副会長が委員長を務める。

また、「学会誌賞」及び「学会誌奨励賞」の選考委員会は、学会誌担当副会長及び学会誌編集委員をもって構成し、学会誌担当副会長が委員長を務める。

2. 委員の任期は、理事の在任期間とする。

3. 選考委員会は、定められた期日までに選考理由を付して選考結果を会長に報告しなければならぬ。

第6条 表彰は、賞状と副賞によるものとし、総会の場等で行う。

第7条 本規程の改正は、常任理事会の議を経て、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

付則 1. 本規程に関する細則は、別に定める。

2. 本規程は、2002年10月5日に改正し、施行する。

3. 本規程は、2011年10月15日に改正し、施行する。

4. 本規程は、2014年10月25日に改正し、施行する。

5. 本規程は、2016年10月8日に改正し、施行する。

6. 本規程は、2019年5月25日に改正し、施行する。

会員情報ならびに会員名簿の取扱い等に関する内規

制定 2019 年 5 月 24 日

1. この内規は、会則 3 条 7 号で作成する会員名簿を 2018 年 5 月以降において会員に配布しないこととした経緯を踏まえ、会員情報の管理と提供に関することを定める。
2. 会員情報とは、本会の会員管理台帳（以下、管理台帳）に登録されている会員個々に関する以下の項目を指す。
 - (1) ID
 - (2) 個人番号
 - (3) 氏名（カナ付）
 - (4) 自宅（郵便番号、都道府県、住所 1、住所 2、電話、Fax）
 - (5) 所属（所属機関 1、所属機関 2、都道府県、住所 1、住所 2、電話、Fax、研究分野、E メール、E メール 2）
3. 会員名簿とは、管理台帳の項目を一覧性のある書式に展開したものを指し、原則非公開とするが、会務の性質上名簿との照合若しくは参照が必要となる、編集委員会ならびに各ブロックの役員推薦委員会に対して、その必要に応じて事務局より提供する。
4. 会員の研究活動ならびに相互の交流に資するため、会員情報のうち氏名、都道府県、所属機関、研究分野、E メールを一覧性のある書式（以下、限定会員情報という）として毎年 8 月末に更新し、ニューズレター等の配布の際に会員に対して提供する。
5. 限定会員情報の開示を望まない会員は、事前に事務局に通知する。
6. 会員が研究活動等において前項で提供されている限定会員情報以上に他の会員の会員情報を必要とする場合は、その理由と必要とする会員名と情報項目を明らかにした書面により 1 回につき 5 名位以内で事務局に請求する。なお、他の会員からの請求に基づく会員情報の開示を望まない会員は、事前に事務局に通知する。
7. 4. 項ならびに 5. 項後段のなお書きにある非開示を解除する場合は、書面で事務局に通知する。
8. 3. 項ならびに 5. 項で提供された会員情報については、当該委員会や請求した会員の責任で個人情報として適切に管理・廃棄する。
9. この内規の改廃は理事会の決議による。

表彰規程細則の改正について

2019年5月24日

理由

通常総会の開催時期が春季の研究大会に変更になったことに伴い、「学術賞」、「奨励賞」の選考対象の期間、推薦期間等について円滑に総会で表彰できるように見直す。ただし、「実践賞」については秋季の大会で表彰することを原則とし、これに伴う規定の整備を合わせて行う。

二重線は削除、下線は変更部分

| 改正案 | 現行規定 |
|--|--|
| <p>第1条 本細則は、日本協同組合学会表彰規程の円滑な運営を図るために定める。</p> <p>第2条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の前年12月末日に至る3年6ヶ月月間に刊行されたものとする。また伊東勇夫基金に基づく「学会誌賞」及び「学会誌奨励賞」については、本学会誌『協同組合研究』の表彰を行う年度の前年度に掲載された論文とする。</p> <p>2. 選考の対象とする研究業績には、共同研究（共著論文）を含む。ただし、シリーズ論文の場合は、当該シリーズが完了した翌年時に、それに先行する年次に公表された論文を含めて審査の対象とすることができる。</p> <p>3. 翻訳書及び研究資料は、優れた解題論文を含むものに限る。</p> <p>第3条 規程第2条の本学会所属期間、「奨励賞」及び「学会誌賞」対象者の年齢は、対象論文の発効日を基準として数える。ただし、共同研究（共著論文）については、その代表者が選考の要件を満たしていることを要件とする。</p> <p>第4条 普通会員が「学術賞」、「奨励賞」及び「実践賞」候補の研究業績を推薦する期間は、常任理事会が決定し告知する。（例年は「学術賞」、「奨励賞」は表彰年の前年の10月から表彰年の</p> | <p>第1条 本細則は、日本協同組合学会表彰規程の円滑な運営を図るために定める。</p> <p>第2条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の6月末日に至る3年6ヶ月間に刊行されたものとする。また伊東勇夫基金に基づく「学会誌賞」及び「学会誌奨励賞」については、本学会誌『協同組合研究』の表彰を行う年度の前年度に掲載された論文とする。</p> <p>2. 選考の対象とする研究業績には、共同研究（共著論文）を含む。ただし、シリーズ論文の場合は、当該シリーズが完了した翌年時に、それに先行する年次に公表された論文を含めて審査の対象とすることができる。</p> <p>3. 翻訳書及び研究資料は、優れた解題論文を含むものに限る。</p> <p>第3条 規程第2条の本学会所属期間、「奨励賞」及び「学会誌賞」対象者の年齢は、対象論文の発効日を基準として数える。ただし、共同研究（共著論文）については、その代表者が選考の要件を満たしていることを要件とする。</p> <p>第4条 普通会員が「学術賞」、「奨励賞」及び「実践賞」候補の研究業績を推薦する期間は、常任理事会が決定し告知する。（例年は表彰年の2月から6月末頃）</p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>2月末頃、「実践賞」は表彰年の2月から6月末頃</u></p> <p>2. 推薦者は、選考対象の研究業績の現物、著者または著者代表者の業績一覧及び履歴書各1部を添えて推薦状を提出しなければならぬ。</p> <p>3. 「学術賞」、「奨励賞」及び「実践賞」候補の研究業績の推薦書の様式は別途定める。</p> <p>第5条 選考委員会が、授賞候補の研究業績に関する選考結果について報告する期日は常任理事会が決定し告知する。(例年は「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」、「学会誌奨励賞」は表彰年の4月末頃、「実践賞」は表彰年の8月末頃)</p> <p>2. 選考委員会は、必要に応じて会員の中から選考に関する助言を求めることができる。</p> <p>第6条 授賞対象の研究業績の決定は、理事会出席者の理事3分の2以上の賛成を必要とする。</p> <p>第7条 副賞は金一封とし、「学術賞」は1件5万円、「奨励賞」、「学会誌賞」及び「実践賞」は1件3万円、「学会誌奨励賞」は1件2万円とする。</p> <p>第8条 学会賞に関する事務は、総務担当理事が担当する。</p> <p>第9条 本細則の改正は、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。</p> <p>付則 1. 本細則は、2010年10月22日に改正し、施行する。 2. 本細則は、2013年10月6日に改正し、施行する。 3. 本細則は、2016年10月7日に改正し、施行する。 4. 本細則は、2019年5月24日に改正し、5月25日に施行する。</p> | <p>2. 推薦者は、選考対象の研究業績の現物、著者または著者代表者の業績一覧及び履歴書各1部を添えて推薦状を提出しなければならぬ。</p> <p>3. 「学術賞」、「奨励賞」及び「実践賞」候補の研究業績の推薦書の様式は別途定める。</p> <p>第5条 選考委員会が、授賞候補の研究業績に関する選考結果について報告する期日は常任理事会が決定し告知する。(例年は表彰年の8月末頃)</p> <p>2. 選考委員会は、必要に応じて会員の中から選考に関する助言を求めることができる。</p> <p>第6条 授賞対象の研究業績の決定は、理事会出席者の理事3分の2以上の賛成を必要とする。</p> <p>第7条 副賞は金一封とし、「学術賞」は1件5万円、「奨励賞」、「学会誌賞」及び「実践賞」は1件3万円、「学会誌奨励賞」は1件2万円とする。</p> <p>第8条 学会賞に関する事務は、総務担当理事が担当する。</p> <p>第9条 本細則の改正は、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。</p> <p>付則 1. 本細則は、2010年10月22日に改正し、施行する。 2. 本細則は、2013年10月6日に改正し、施行する。 3. 本細則は、2016年10月7日に改正し、施行する。</p> |
|--|--|

役員選出細則の改正について

2019年5月24日

理由

理事のブロック別定数配分の規定について、毎改選期の4月1日現在のブロック別会員数に基づき配分するよう改める。これに基づき、(別表2)の役員定数配分表が規程上は必要なくなるため廃止する

下線部が変更部分

| 改正案 | 現行規定 |
|--|--|
| <p>(3) 理事の定数36名のうち(5)で規定する2名、<u>ならびに各ブロックに基数として配分する8名を除く26名については、理事改選が行われる年の4月1日現在のブロック別会員数を基準に定め、常任理事会の議を経て理事会で確認する</u></p> | <p>(3)の1 理事の定数36名のうち(5)で規定する2名を除く34名のブロック別定数配分は、ブロック別の会員数を考慮して定める。ただし、各ブロックとも最低1名の定数は配分されるよう配慮する。</p> <p>(3)の2 ブロック別理事定数の配分は2015年9月1日現在の会員数と上記の規定を踏まえて、別表(2)の通りとする。</p> <p>(3)の3 別表(2)の理事定数のブロック別配分は、理事改選が行われる年の前年の9月1日現在の会員数によって4年ごとに見直す。</p> |
| <p>(別表2) はこれを廃止する</p> | |
| <p>改正の日 2019年5月24日</p> | |

改正後の規定

日本協同組合学会役員選出細則

1. 理事及び監事の選出について
 - (1) 理事候補者を選出するため、ブロックごとに推薦委員会を設ける。
 - (2) 推薦委員会を構成する推薦委員の人数は、各ブロックごとに2名以上6名以内とし、会長が常任理事会の議を経てこれを委嘱する。
その際、推薦取りまとめの責任者を合わせ指名するものとする。
ブロック区分及び所属都道府県は別表(1)の通りとする。
 - (3) 理事の定数36名のうち(5)で規定する2名、ならびに各ブロックに基数として配分する8名を除く26名については、理事改選が行われる年の4月1日現在のブロック別会員数を基準に定め、常任理事会の議を経て理事会で確認する
 - (4) の1 各ブロックの推薦委員会は、取りまとめ責任者を中心に連絡・協議して、各ブロックの会員(勤務先をもつ会員のブロック所属は勤務先所在地とする)のなかから、定数相当の理事候補者を選定し、本人の同意を得た上で、指定された期日までに、会長に推薦する。
 - (4) の2 各ブロックの会員で理事に立候補したい会員は、届出期日までに、自己の所属するブロックの推薦委員会に宛てて立候補の届出を行うことを要する。
 - (4) の3 推薦委員会の推薦する推薦候補者と立候補者を合わせた数がブロックの定数を超えた場合、ブロックを範囲として学会本部(常任理事会)を事務局とする投票を行い、票数上位者から定数の理事候補者を選考するものとする。ただし、推薦候補者と立候補者を合わせた数が定数相当の数の場合は投票を行う必要はないものとする。
 - (4) の4 推薦委員会は、届出期日までに届出のあった候補者の数が定数に満たないときは、不足する数の候補者を推薦しなければならない。また推薦委員会は、候補者の数が定数を超える場合であっても、必要と認めるときは、定数を超えて候補者を推薦することができる。
 - (4) の5 推薦委員は、役員候補者の会長への推薦をもってその役割を終わる。
 - (5) 大会開催その他学会運営上の必要に応じて、ブロック定数以外の2名の理事については、会長の推薦によるものとする。
 - (6) 監事2名については、監査業務の趣旨を踏まえ副会長協議のうえ会長に推薦するものとする。
 - (7) の1 会長は推薦された理事((5)で規定する理事2名を含む)・監事候補者名簿を理事会にはかり、その承認を得て総会に提案する。
 - (7) の2 総会における理事・監事候補者の承認は一括承認とし、多数決によるものとする。

2. 会長、副会長及び常任理事の選出について

(1) 会長・副会長を選出するための第1回理事会は、前期の総務担当理事が招集し、議長が選出されるまで仮議長となって新理事会の進行係を担当する。

(2) 議長は、出席理事の互選により出席理事の過半数の賛成で選出する。

(3) 議長は、会長、副会長を互選するための選挙管理人を原則として監事の中から指名する。

(4) 選出は、最初に会長、続いて副会長の順番で行う。

(5) 会長は、理事の無記名投票により、過半数の得票を得たものとする。過半数に達した理事がいらない場合は、上位得票者2名について決選投票を行い、得票数の多い理事を会長として決定する。なお、議長にも選挙権及び被選挙権を認める。

(6) の1 副会長の人数は、学會会則に規定された3名以内について、出席理事の過半数の賛成により決定する。

(6) の2 副会長は、無記名投票(1名選出の場合は1名、2名選出の場合は2名、3名選出の場合は3名の完全連記)により、得票数の上位から選出する。なお、議長にも選挙権及び被選挙権を認める。

(7) (3)、(5) および(6)の規定にかかわらず、理事会の決するところにより投票以外の方法で会長ならびに副会長を選定することができる。

(8) の1 会長及び副会長は、協議して16名以内の常任理事候補者を役割分担を明確にして指名し、理事会の承認を得るものとする。

(8) の2 会長・副会長は、常任理事候補者の承認を第1回理事会で得る時間的余裕がない場合には、指名した常任理事候補を全理事に通知し、持ち回り理事会の方式で2分の1以上の賛成が得られた場合に、理事会の承認を得たものとする。

(9) 会長は1期とし、副会長は2期、常任理事及び監事は3期を超える重任を認めない。この規程は1993年選出の役員から、任期を第1期として適用する。

3. 改廃

本細則の変更は理事会の決議による。

改正 1992年11月7日改正

1994年10月15日改正

2002年10月5日改正

2004年10月16日改正

2015年4月1日改正

2018年5月11日改正

2019年5月24日改正

(別表1) ブロック区分と所属都道府県

| ブロック | 所属都道府県 |
|-------|-----------------------------|
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 関東甲信越 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟 |
| 東京 | 東京 |
| 東海北陸 | 岐阜、静岡、愛知、三重、富山、石川、福井 |
| 近畿 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中四国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九州沖縄 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 |

2019年4月1日現在の会員に基づき理事のブロック別配分

| ブロック名 | 基数配分 | 会員数配分 | 計 | 前回 |
|--------------------|------|-------|----|----|
| 北海道 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 東北 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 関東甲信越 | 1 | 4 | 5 | 6 |
| 東京 | 1 | 10 | 11 | 10 |
| 東海北陸 | 1 | 2 | 3 | 2 |
| 近畿 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 中四国 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 九州沖縄 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 合計 | 8 | 26 | 34 | 34 |
| 細則1 (5) に定める会長推薦2名 | | | 2 | 2 |

規制改革推進会議等の提言に基づいた制度改革が進行する中、
協同組合陣営として、意見表明をすることについてのご提案

2019.05.25 総会提案、2019.07.04 文書
グローバル化と協同組合部会

共同代表 関 英昭、藤木千草、岡本一朗、田中夏子

○目的：TPP11 や日 EU・EPA の発効、交渉が始まったとされる日米 FTA などの貿易に関する協定と
ともに、農協法・漁業法・水道法・国有林野管理経営法などの改定や種子法の廃止など相次ぐ国内制度
の改編により、生産者および生活者の暮らしや命が危機にさらされる可能性について問題提起し、周知
する。

○日本協同組合学会としての経緯

1. 制度改革について下記の表明してきた。

①声明「民主主義の原則を否定する TPP 交渉参加に反対する」日本協同組合学会理事会

2013 年 6 月 28 日（金）参議院会館にて発表（関会長）

②「協同組合の自己改革の道を閉ざす政府介入に対するアピール」

2014 年 10 月 25 日 日本協同組合学会第 34 回総会（柳沢会長）

③地域に根ざす「いのち」と「くらし」を脅かす TPP の批准に反対する

2016 年 10 月 8 日 第 36 回 日本協同組合学会総会（石田会長）

2. 「グローバル化と協同組合研究部会」

2013 年より部会を形成し、各種の研究を重ねている。

直近は下記のとおり。

■2018 年度

日時 2019 年 1 月 8 日（火）午後 5 時～7 時

場所 JCA（日本協同組合連携機構）飯田橋（旧 JC 総研）

内容

1) 研究会開催趣旨（5 分）

2) 問題提起① 小池恒男会員（30 分）*

・報告タイトル「規制改革推進会議による「農協改革」の全体像」

・参考文献『日本農業年報』63 号、2018 年 1 月（特集 米離脱後の TPP11 と官邸主導型農協改革）

3) 問題提起② 本間照光会員（30 分）*

・報告タイトル「保険自由化、共済規制、TPP に対して、社会を運営する能力を どう共有するか」

・参考文献『賃金と社会保障』1717 号、2018 年 11 月（特集支え合う“協同の協同”という視野）

4) 問題提起①②をめぐる意見交換（40 分）

日時：2019 年 3 月 14 日（木）17 時 30 分から 19 時 30 分

場所：農林中金総合研究所 8 階大会議室

講演者：農連中金総合研究所 主任研究員 田口さつき氏

タイトル「新漁業法で運用がこんなに変更される」

その他「種子法廃止とこれからの日本の農業」2018 年 9 月 1 日日本科学者会議食糧問題研究委員会主催後援等。

○2019 年 9 月の総会決議に向けて

・これまでの活動経緯を踏まえながら、貿易協定や国内法改定の問題点を整理し、一般に提起する内
容のアピール文を作成する。A4 で 1 枚程度にわかりやすく、現状をまとめる。

・メンバーは公募するが、常任理事、「グローバル化と協同組合研究部会」のメンバーが中心

となつてまとめる。7～8 月に 3 回程度開催し、総会前の常任理事会・理事会に提案する。

・座長を関先生にお願いする。

・グローバル化と協同組合研究部会として水道法と国有林法改定についての学習会を 7～8
月に開催し、アピール文作成の参考とする。

以上よろしく検討のほど、お願いいたします。